

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
根拠条項	第10条3項
処分の概要	分別解体等の計画の変更等の命令
法令の定め	都道府県知事は、届出に係る分別解体等の計画が、適切な施工方法に関する基準として主務省令で定めたものに適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。
処分基準	あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
根拠条項	第15条
処分の概要	分別解体等の方法の変更等の命令
法令の定め	都道府県知事は、対象工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	同上
備考	